

# 静岡市監査委員会議記録

会 議 令和4年度 第1回 監査委員臨時協議会

開催日時 令和4年4月20日(水) 午前9時15分～午前11時00分

出席者 監査委員 遠藤 正方、白鳥三和子、大村 一雄、佐藤 成子  
事務局長 萩原 健  
書記 杉田 陽子  
白鳥 浩司、山田 裕、渡辺 篤史  
宇佐美亜希、齋藤 升美、神山 悟  
新海 拓也

---

## 会議内容

1 開会宣言 杉田次長

2 協議会議事

(1) 協議事項

ア 協第1号 住民監査請求監査結果の決定について(令和4年2月24日受付)

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

【公職選挙法に関すること】

市長の似顔絵・氏名入りのラベルを貼付したマスクの配布を公費で行うことが公職選挙法の規定に違反するものではないことの確認を行った。

【損害に関すること】

マスクの購入経費については配布又は庁内での活用があったことから損害とはならないこと、ラベルの購入経費のうち市長の似顔絵・氏名入りのものであっても配布されたものに係る部分は感染拡大防止という目的に貢献している点を踏まえ損害とはならないことの確認を行った。

【賠償責任に関すること】

市長の賠償責任についてマスクに市長の似顔絵・氏名入りのラベルを貼付する方針を決定段階で把握していなかった点を判断材料としたこと、また、職員の賠償責任の考えが地方自治法に沿ったものであることの確認を行った。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から、監査結果の決定について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第2号 住民監査請求監査結果の決定について（令和4年3月8日受付）

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

【市民参画手続に関すること】

請求対象となった城北公園の整備事業が市民参画条例における市民参画手続を要さないものであること、市民ワークショップなどの意見聴取の機会が設けられていたことの確認を行った。

【都市公園に関すること】

城北公園などの地区公園を含む都市公園は徒歩圏外の者の利用にも供されるものであること、公園も含まれるとされている公の施設とは住民の福祉の増進を目的に設けられているものであるということの確認を行った。

【駐車場設置に関すること】

都市公園への駐車場設置に違法性がないこと、また、駐車場を設ける場合にその規模を制限する法令上の規定がないことの確認を行った。

【土地の賃貸料に関すること】

公募設置管理制度における土地の賃貸料は都市公園法に定められており、かつ、本事例で設定された賃貸料は都市公園条例の規定に照らしても問題はないことの確認を行った。

(エ) 結果

遠藤代表監査委員から、監査結果の決定について諮ったところ、全員一致で承認された。